

関係条文等（抜粋）

建設業法第28条第3項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

建設業法第28条第1項第3号

建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準

三 建設業者に対する監督処分の基準

2 指示処分又は営業停止処分をする場合の具体的基準

別表2に定める

別表2

- 2 - a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処された場合。

営業停止1年